

お知らせ

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）高尾山 I C ~ 八王子 J C T 間に係る
事業認定取消訴訟及び収用裁決取消訴訟の控訴審判決について

本日、東京高等裁判所において、国土交通大臣（関東地方整備局長）及び中日本高速道路株式会社を起業者とする圏央道（高尾山 I C ~ 八王子 J C T 間）に係る土地収用法上の事業認定取消訴訟及び収用裁決取消訴訟について、控訴人の請求を棄却する判決がありましたのでお知らせいたします。